**平成２８年（フ）第３３８号**
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―13―302、破産申立時の住民票上の住所埼玉県比企郡吉見町大字田甲1182番地69、破産申立時の住所宮城県仙台市太白区西の平１―11―35　レオパレスアースヒルズ204
破産者　齊藤　敬宇
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第３３９号**
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―13―302、旧住所埼玉県上尾市大字小泉107番地２、破産申立時の住所埼玉県比企郡吉見町大字田甲1182番地69
破産者　齊藤　明美
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第４５９号**
相模原市南区南台４丁目８番９号　サンシティタカハシ101号
破産者　高橋　重保
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第２６９号**
福岡県久留米市合川町2257番地１　ニュー端山ビル302号
破産者　大石　睦春
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１０８号**
北九州市若松区高須南３丁目２番７―502号
破産者　百武　亨一
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第５号**
秋田県大仙市大曲戸巻町１番13号　福田住宅１号室
破産者　加藤　明美
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２８年（フ）第１９６号**
山形市東山形１丁目12番４号
破産者　岡崎　勇治
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３６号**
神奈川県座間市入谷５丁目1979番地の１　ベルマンションＡ―202号
破産者　山口　広海
保佐人　山口　美穂
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２７年（フ）第１６８７号**
名古屋市港区小碓４丁目315番地　小碓ＫＯＤＡＴＥＸ　Ｖ　Ｄ棟Ｄ号室、住民票上の住所名古屋市港区小碓４丁目315番地
破産者　大坪　徹也
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１９５８号**
愛知県春日井市貴船町60番地
破産者　羽田野　優
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１８９号**
愛知県春日井市上田楽町1922番地５
破産者　中井ちず子
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１９０号**
愛知県大府市若草町１丁目1078番地　エトワール若草105号、住民票上の住所愛知県知多郡美浜町大字奥田字西卯起43番地２
破産者　ＹＯＳＡ　ＰＡＲＫ　ハイビスカスこと　林　　千里
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２３０号**
愛知県一宮市北方町北方字内沼196番地１
破産者　**今**井　啓樹
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４１号**
大阪市北区曾根崎１丁目６番18号徳永ビル４Ｆ、開始決定時の住所京都府福知山市字一ノ宮611番地の１
破産者　善積　太一
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２８年（フ）第１１５６号**
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ10―109号、前住所大阪府高槻市奈佐原２丁目６番１―503号
破産者　落合　行雄
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３５７２号**
大阪市西成区聖天下２丁目11番18号　ソレイユ聖天下Ｂ　202号、開始決定時大阪市中央区島之内１丁目２番３号　グランファミーユ島之内402
破産者　堀田　真裕
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８６９号**
大阪府寝屋川市木屋元町９番24―501号
破産者　土屋　佳悟
１　決定年月日　平成29年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部